

平成27年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人労働政策研究・研修機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成27年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成27年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、電気の供給を受ける契約については、1年間の契約期間で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を交わすべく官報及び当機構ホームページ上で入札公告を掲示したが、応札者がなかったため入札は実施できなかった。

また、自動車の賃貸借に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約及び建築物に関する契約には、該当がなかった。

2. 環境配慮契約に係る事項

(1) 電気の供給を受ける契約

上記1のとおり、環境配慮契約に基づく電気の供給を受ける契約の入札が実施できなかったため、一般電気事業者の東京電力と既定の電気料金により随意契約を交わした。

(2) 自動車の賃貸借に係る契約

自動車の新規購入（交換）及び賃貸借の契約については、該当がなかった。

3. その他環境配慮契約に係る事項

(1) 上石神井事務所駐輪場の照明設備について、4カ所の照明をLED化し、節電を図った。

(2) 労働大校管理棟1階及び2階廊下の照明設備について、12カ所の照明をLED化し、節電を図った。

また、環境配慮契約を推進するための機構における体制として、環境物品等の推進に関する基本方針に基づき設置された「労働政策研究・研修機構グリーン調達推進体制」を活用することとしている。